

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

沖繩は、北方領土がソ連の一方的軍事占領下におかれていたのと異なり、対日平和条約第三条の「合衆国は行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する」との規定に基づき、小笠原とともに国際法上合法的にアメリカの施政権下におかれてきた。

沖繩同胞が戦後二十四年間にわたって他国の施政の下におかれ、本土の国民と異なる条件の下で生活を続けてきたことは、きわめて不自然、かつ、不安定なことであつて、施政権返還により一日も早く沖繩が祖国に復帰することは、ひとり百万沖繩同胞の悲願であるばかりでなく、これは日本国民こそつての願望である。

他方、沖繩は、わが国の安全及び極東の国際平和と安全のため、地理的にきわめて重要な役割りを果たしている。沖繩の施政権が返還され、沖繩が本土に復帰しても、この沖繩の持つ安全保障上の重要

性には変りはない。

従つて、復帰後の沖繩を含むわが国全体の安全を損わない形で沖繩の施政権の早期返還を実現することが、わが国の長期的国益に資する道である。

よつて、(イ)遅くとも一九七二年中には沖繩の施政権がわが国に返還されるべきこと、(ロ)施政権返還後の沖繩に残される米軍基地については、日米安全保障条約及びその関連取極が、本土の場合と同様そのまま沖繩に適用されるべきこと、(ハ)核兵器の問題については、唯一の原爆被爆国として、わが国には核兵器に対する特殊な感情があることに十分考慮が払われるべきこと、を基本方針として、その実現に努力するものとする。

沖繩が祖国に復帰した暁には、沖繩の防衛も本土と同様自衛隊が当らなければならぬことはいうまでもない。沖繩の返還によつて、北方領土問題を除きわが国の戦後処理問題はすべて解決をみることに

となるが、わが国は今後その国力に適わしい対外協力を推進し、も
つてアジアの平和と民生の向上に一層の努力を払うべきである。

秘

沖繩の返還について(案)

(四四。四)

アメリカ局長

参事

北米第一課

沖繩は、北方領土がソ連の一方的軍事占領下におかれているのと異り、対
日平和条約第三条の「合衆国は行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部
を行使する権利を有する」との規定にもとづき、小笠原とともに国際法上合
法的にアメリカの施政権下におかれてきた。

沖繩同胞が戦後二十四年間にわたつて他国の施政の下におかれ、本土の国
民と異なる条件の下で生活をつづけてきたことは、きわめて不自然かつ不安
定なことであつて、施政権返還により一日も早く沖繩が祖国に復帰すること
は、ひとり百万沖繩同胞の悲願であるばかりでなく、これは日本国民こそつ
ての願望である。

一昨春秋、佐藤総理。ジョンソン米大統領の共同声明によつて、アメリカ
は沖繩の施政権をわが国に返還するとの基本方針が確認され、この方針の下
に、日米両国が两国政府及び两国国民の相互理解と信頼の上に立つて協議する
こととなつた。

他
沖繩は、わが国の安全及び極東の国際平和と安全のため、地理的にきわめて重要な役割を果たしている。沖繩が平和条約にもとづき、米国の施政権下から返還されたのも沖繩の持つ安全保障上の役割のためであつた。沖繩の施政権が返還され、沖繩が本土に復帰しても、この沖繩の持つ安全保障上の重要性には変りはない。

従つて、復帰後の沖繩を含むわが国全体の安全を損なうおそれのない形に、沖繩の施政権の早期返還を實現することのわが国の長期的国策に資する道である。

政府は、本年五月の愛知外務大臣の訪米の際、米側に対し、

（水）
戻りとも一九七二年中には沖繩の施政権のわが国に返還するべきこと。

(ロ) 施政権返還後の沖繩に残される米軍基地については、日米安全
保障条約に基づきその圍込取決めが、本土の場合と同様、そのまゝ

沖繩に適用されるべきこと。

(ハ) 核兵器の問題については、唯一の原爆被爆国として、わが国には、核兵
器に対する特殊な感情があること、十分なる考慮が払われべきこと、
その基本的立場を提示し、以後、米側が全力をつくして、
これを解決するべきこと、
わが国政府の立場は、沖繩住民を含むわが国民全体の総意を反映し、
十一月の佐藤総理とニクソン大統領の

との合意において、その基本的立場にたつた内容。解決をはかるべく、今後

一層努力を盡すべきかと期待する。

勿論、その要請は

取置はるべきであらう

防衛計画に全付との

内閣

も打つておられる

信託の要請も考慮

して漸進的に行なう

べきである

はさうである

任然に

沖繩が祖国に復帰したときは、当然として日本憲法の効力が及ぶのであつて、

沖繩の防衛も原則として自衛隊が当らなければならぬ。

が国の自衛隊が沖繩の防衛に当るとは、もとよりである。

しかし、日本の平和と安全は、国連の平和維持機能が未だ十分でない今日

わが国の独力によつて保持できるものでなく、国連憲章による地域的集団安

全保障体制としての日米安保体制によつてこれを補わざるを得ないことはい

うまでもない。従つて沖繩の施政権が返還されたとき、日米安保条約が沖繩

にも及ぼされ、沖繩の基地も本土に準じると同様配置される必要がある。

従つて、沖繩返還後におき、日米両国より協力関係は別様、

中米国の安全保障の要として重要なる事項とすべし、沖繩返還

沖繩の返還

わが子は今後

そのかわりに

しい村外協力

推進し、もつて

平和と民生の

向上に、この

努力を、

心掛けてある。

沖繩の返還後、わが子は今後、そのかわりに、しい村外協力、推進し、もつて平和と民生の向上に、この努力を、心掛けてある。

とも、日米安保条約の返還に結ばれては、一部の諸島と

果、その返還は、全く有見なしに、日米両国の

相互理解と協同の上になつて、この沖繩返還の要は、

あるのである。

なる、一部に、わが子、沖繩基地の全面撤去というが、如きは、

国際情勢の担責と無視した、議案として、議案として、

に、直正な運用を、

沖繩と、全米の、

中米国の、